

中小企業政策審議会第2回金融ワーキンググループ議事概要

日 時：平成27年11月27日（金）14:58～17:10

場 所：経済産業省別館1階103会議室

出席委員：村本委員（座長）、河原委員、小林委員、三神委員、家森委員

議 題：

（1）関係機関に対するヒアリングについて

- ① 中小企業団体
- ② 全国信用保証協会連合会

議事概要

■ 委員、ヒアリング対象者が揃い、開会。

■ 村本座長から、本日の会議（審議・議事録は非公開、議事概要は後日公開）について説明がなされた。

■ 中小企業団体に対するヒアリング

村本座長の議事進行の下、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会に対するヒアリングを行った。

（中小企業団体の主な発言）

① 信用補完制度見直しにあたっての基本認識

- 信用補完制度は中小企業振興を目的としたものであり、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支えてきた。
- 制度のあり方の検討にあたっては、中小企業・小規模事業者の資金調達への悪影響を回避すべき。
- 地方の小規模事業者は、維持持続型の生業、先祖から代々受け継いだ事業であることが多く、単純に業歴が長いというだけの理由で厳しくなることは避けていただきたい。
- 責任共有制度の下では金融機関の負担は2割となっているが、実際はプロパーでの協調融資によって半々でリスクを取っている金融機関もあると聞く。制度上の負担割合と実際の負担割合の違いをしっかりと認識した上で議論してもらいたい。
- 「企業のライフステージ」において、成長・成熟段階の企業で、業況推移

に特段の問題がない「信用力が高い企業」に対しては、公の責任負担割合を下げるのが考えられる。他方、「創業から業歴が浅い段階」と「成熟期を経て業績が下り坂といった状態から再生局面にかけての段階」の企業に加え「信用力が低い企業」については、資金調達への悪影響を回避するため、現状維持が適当である。

- しかしながら、「企業のライフステージの立ち位置」を、外形的・画一的に類型化することは困難。中小企業・小規模事業者への円滑な資金調達に支障を来さない範囲で、金融機関と信用保証協会はしっかり協議していただきたい。
- 地域の零細商店に融資している信用組合等、地域金融を担っている金融機関の経営状態を踏まえて検討してもらいたい。

②危機対応等について

- 危機時のセーフティネット保証、小規模事業者向けの特別小口保証、事業再生時の保証メニュー等については100%保証を維持すべき。
- 小規模事業者の無担保無保証人の保証枠（現在1,250万円）を拡大すべき。
- 「危機時に迅速に対応」できる体制が不可欠。
- 全国一律ではなく「地域の実情」に合わせて対応できる仕組みが必要。
- 条件変更を繰り返す事業者について、経営改善を加速化させる対応が重要。制度変更による強制的な対応は避けるべき。
- 災害時には、迅速な止血機能として、信用補完制度、融資等の金融支援が必要。止血が終わり、再建に着手する時には補助金が効果的だと思うが、利益が生じた際の国庫納付規定など、使いにくい面もある。
- 創業や新事業・新分野への進出、海外展開等のリスクを伴う分野への保証について、無担保枠の拡充などリスクマネーの供給を促進すべき。

③信用保証協会のあり方、制度の利便性

- 信用保証協会の事務効率化、審査時間の短縮化を図るべき。
- 低金利の金融環境が常態化する中、現在の保証料は中小企業・小規模事業者の資金調達コストにおいて相対的に負担が重くなっており、信用補完制度の利便性を阻害しているおそれがある。
- 保証料を引き下げて、信用補完制度の利便性を向上すべき。

④新たな分野への保証について

- 事業承継を円滑にしていくために、後継者個人に対する事業継続のために必要な自社株買取資金を保証対象としてもらいたい。

○製造業を営む者が植物工場を始める、農業を始めるといった時に保証制度を利用できれば良い。

⑤その他

○中小企業側の自助努力、経営者の個人保証を外していくためにも、経営者個人と会社の分離、企業統治について必要性は理解しているが、記帳から指導していくような地方の小規模事業者には現実的に難しい。

○地方公共団体とも連携して会員企業の支援を行っているが、経営支援に関わる職員の人数の限界がある。地方公共団体側でも商工分野に対する予算をしっかりと工面してもらいたい。

○民間コンサル会社とは支援対象企業の棲み分けがある程度出来ているように思う。

○中小企業団体としても、経営支援の実績について、地域内の事業所あたりの相談件数等をしっかりと把握・分析していきたい。また、これまで相談に訪れなかった企業についても、巡回支援等を通じて、課題の掘り起こしに努めていきたい。

■ 全国信用保証協会連合会に対するヒアリング

村本座長の議事進行の下、全国信用保証協会連合会に対するヒアリングを行った。

(全国信用保証協会連合会の主な発言)

資料への記載事項を含め、以下のような回答・意見がなされた。

①保証利用企業の状況について

○信用保証は、従業員数5人以下の小規模企業を中心に、中小企業・小規模事業者の約4割にあたる141万者が利用。

○信用保証の特徴、機能として、経済危機の際に利用が大きく伸びる一方、景気が安定した足下では減少するなど、経済情勢に応じて補完・バランスとしての機能を果たしていること。また、承諾後に一定期間を経て代位弁済が発生すること。

○ライフステージに応じた支援を実施。昨今新規上場した半数程度が創業や成長過程で信用保証を利用。

○中小企業者数は、平成10年度から約24%減少しており、保証利用企業についても、平成10年度との比較で約35%減少している。また、就業者の高齢

化が進んでいる。こうした状況に大変危機感を持っており、中小企業を育てるべく、創業支援と経営支援に注力し、地域毎に工夫をこらした取組みを行っている。

②創業支援について

- 創業関係の保証制度は、平成10年度の制度創設から15万件超の実績となり、多くの創業者や創業間もない事業者が利用し、地域における創業と雇用創出に貢献している。
- 資金調達だけではなく、創業者向けセミナーなどの創業者に対する直接的な支援のほか、地域の創業マインドの醸成に向けた取組みを行うなど創業支援を通じた地域の活性化を支援している。

③経営支援等について

- 「中小企業支援ネットワーク」を創設し、多くの地域で保証協会が事務局となり、金融仲介機能や中小企業支援関係機関間の連携におけるコーディネート役を担っている。
- また、保証協会を中心に、個々の中小企業者が金融機関等の関係者と意見交換し、支援の方向性について検討する枠組みである「経営サポート会議」を設置（1万回開催）。地域金融におけるハブ機能を担っている。
- 協会自らも必要に応じて外部専門家を派遣するなど、中小企業者の経営支援に注力している。昨今、国の予算としても措置され、対応を強化している。資料の京都の例では500社に対応した。
- 加えて、経営力強化保証、経営改善サポート保証を活用するなど、金融と経営支援の一体的取組みを推進している。これらの保証制度は、地域の経済、雇用に与える影響の大きい企業を始め、徐々に利用企業の裾野を拡げている。
- 災害対応も重要な役割の一つ。例えば、9月の北関東の大雨により堤防が決壊したときには、迅速な支援のための窓口設置、休日対応、協会職員が直接訪問をしての復旧に必要な資金の提案を実施した。
- 事業再生に係る求償権放棄等については、事業再生の見込みや他の債権者との公平性等の定めに応じて日本公庫の事前承認を踏まえて対応。例えば、計画において放棄割合が著しく協会の求償権に偏在しているといった非合理的なものでない限り放棄等に応じている。一方で、自治体から損失補償を受けている場合には、一部自治体で求償権放棄等に係る条例が整備されていない場合もある。中小企業庁から自治体に対する働きかけが行われているところ。

④金融機関との協調について

○全体として、企業が成長し、信用力を高めるに従って、自然と保証付き融資から金融機関のプロパー融資へとシフトしていく。

○ただし、企業の成長は一定ではなく、業況悪化時や、大きな設備投資を行う場合など、個々の企業の状況に応じ、金融機関との間で、保証付き融資とプロパー融資を弾力的に活用し、制度設計上の保証割合に限らず様々なリスク分担を図っている。

（※具体的な事例として、プロパー融資のみで資金調達している中小企業者が設備投資を行う場合に信用保証を利用した事例や、業況悪化時に既に多額のプロパー融資を受けている中小企業に対して、プロパー融資・信用保証付き融資により新規の協調融資を行った事例に基づき説明がなされた。）

⑤信用保証協会の役割について

○中小企業が減り続けている現状において、信用保証を通じた中小企業の資金繰りの円滑化の役割を十分に発揮するとともに、地域における中小企業支援ネットワークにおいて、コーディネーターとしての役割を果たす。

○保証協会自らも、中小企業の経営をより強くするための取組みを一層推進していくことで、中小企業の発展、ひいては地方創生の中核的役割を担う機関の一つであり続けるよう、引き続き弛むことなく取組みを進めていく。

⑥検討に際しての要望

○一般保証については、中小企業の資金繰りに支障を生じることがないように、特に、外部環境の影響を受けやすい小規模事業者に対しては十分な配慮をお願いしたい。

○中小企業の成長のタイミングや資金を必要とする状況は、個々の中小企業によって千差万別であり、信用力を高めた中小企業は、自然とプロパー融資へシフトしつつ、企業経営の循環の中で必要が生じた場合には、再度信用保証をご活用頂くなど、各地域において金融機関の取組みの状況等を踏まえながら、個々の事案の状況に応じた支援のノウハウを蓄積していることから、責任共有制度の検討にあたっては、中小企業支援機関、金融機関などに加え、保証協会からの現場の声も取り入れつつ検討をしていただきたい。中小企業の実態に即した柔軟な運用が可能となるよう配慮をお願いしたい。

○セーフティネット保証については、災害や取引先の倒産、事業活動の制限など、一般保証とは異なる意義を有する制度であることを踏まえた制度設

計に配慮いただきたい。

⑦その他（委員からの質問に対して適宜応答）

- 代位弁済率が高い金融機関との関係については、基本的にそれぞれの金融機関は制度の下で適切に対応しているという認識であるが、代位弁済率の差の原因として、例えば地域の特性や業況の関係もありケースバイケースであるものと認識。例外ケースで何かしら問題があると考えられる場合には、保証協会と金融機関の常日頃の信頼関係の中で解決できるように努めている。保証協会がしっかり審査・支援すべきは個々の中小企業であるとの認識の下、金融機関に対して、米国の制度のようにパフォーマンスに応じて審査を簡略化するといった対応は基本的には行っていない。
 - ガバナンスについては、例えば、経営の透明性の向上という観点から、中期事業計画等を策定し中小企業庁等へ報告後公表するとともに、計画の実施状況について、外部評価委員会の設置により、第三者の評価を受けてその結果を公表する等の対応を実施。また、理事及び監事の選任についての透明性を高めるための監督指針の改正を踏まえて、公募や複数の候補者から選定。
 - 負担金方式と部分保証方式について、現場からはいずれの方式であっても金融機関の対応に差があるといった声はなく、代位弁率において明確な差は見られない。
- ※その他、小規模事業者を始めとする保証利用の状況、海外制度の状況等について精査段階のものを含めて説明がなされた。

■ 予定されていた議事を終え、閉会となった。